

[設例] 退職一時金から確定拠出型への退職給付制度間の移行（経過措置）

1 前提条件

H社は従来、退職一時金制度を採用していたが、×1年4月1日に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行した。移行前の退職一時金制度の退職給付債務は1,000、移行後の退職給付債務は200と計算された。なお、移行に伴い、事業主から確定拠出年金制度へ760の移換額が確定し、これを×1年4月1日から毎年4月1日に190ずつ4回に分けて計760拠出することとなった。また、H社は会計基準変更時差異を15年で償却しており、前期までに3年経過している。

	移行前の制度 (退職一時金)					経過措置の適用				
	実際 (移行前)	退職給付 支払額	予測 (終了後)	終了に伴う 損益	実際 (終了後)	移行に伴う 増額又は減額	実際 (移行後)	費用 処理額	残高	
退職給付債務	(1,000)	P 760	(240)	損益 40 (40)	(200) (40)	0 繰延 40	(200)		(200)	
年金資産			0		0		0		0	
未積立退職給付債務	(1,000)	760	(240)	0	(240)	40	(200)	0	(200)	
経過措置による繰延項目						繰延 (40)	(40)	216	(54) (*4)	162
従前からの繰延処理項目						繰延 256	256			
会計基準変更時差異	320		320	A (256) (*1)	64 256	繰延 (256)	64		64	
未認識過去勤務債務	50		50	A (40) (*2)	10		10	62	10	
未認識数理計算上の差異	(60)		(60)	A 48 (*3)	(12)		(12)		(12)	
前払年金費用/ (退職給付引当金)	(690)	760	70	8	78	0	78	(54)	24	

(*1) $256 = 320 \times (\text{移行前の退職給付債務}1,000 - \text{移行後の退職給付債務}200) \div \text{移行前の退職給付債務}1,000$

(*2) $40 = 50 \times (\text{移行前の退職給付債務}1,000 - \text{移行後の退職給付債務}200) \div \text{移行前の退職給付債務}1,000$

(*3) $48 = 60 \times (\text{移行前の退職給付債務}1,000 - \text{移行後の退職給付債務}200) \div \text{移行前の退職給付債務}1,000$

2 会計処理

退職給付債務の減少に伴う処理

(仕訳)			
退職給付引当金	760	/	現金預金 未払金
			190 570

未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の移行時の処理

未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異は、消滅した退職給付債務の比率で損益に認識する。

(仕訳)		
退職給付引当金	8	/
		退職給付費用（終了損益）
		8

会計基準変更時差異の未処理額の移行時の処理

会計基準変更時差異の未処理額は、消滅した退職給付債務の比率その他合理的な方法で按分した額(256)と、終了部分に係る退職給付債務(1,000-200=800)と事業主からの移換額(760)の差額(40)とを相殺した216を、残存の費用処理年数(12年)と分割拠出年数(4年)のいずれか短い期間(この場合4年)で費用処理する(適用指針第15項参照)。この結果借方残高(78)は、未払金に計上した分割拠出の額と相殺表示することなく、前払年金費用に計上する(Q8参照)。

(仕訳)		
前払年金費用	78	/
		退職給付引当金
		78

当期末における消滅した退職給付債務の比率で按分した会計基準変更時差異の費用処理（終了部分に係る退職給付債務と事業主からの移換額の差額控除後）

(仕訳)		
退職給付費用	54 (*4)	/
		前払年金費用
		54

(*4) $54 = (256 - 40) \div 4$

財務諸表に与える影響額

貸借対照表に与える影響額：経過措置を適用しない場合と比べて、前払年金費用が24増加し、退職給付引当金が138減少している(138 = 162 - 24)。

損益計算書に与える影響額：経過措置を適用しない場合と比べて、繰延べた会計基準変更時差異の費用処理額を含む終了損失が162少なくなっている。

経過措置を適用しない場合

移行前の制度
(退職一時金)

	実際 (移行前)	退職給付 支払額	予測 (終了後)	終了に伴う 損益	実際 (終了後)	移行に伴う 増額又は減額	実際 (移行後)
退職給付債務	(1,000)	P 760	(240)	損益 40	(200)	0	(200)
年金資産			0		0		0
未積立退職給付債務	(1,000)	760	(240)	40	(200)	0	(200)
従前からの遅延処理項目							
会計基準変更時差異	320		320	A (256) (*1)	64		64
未認識過去勤務債務	50		50	A (40) (*2)	10		10
未認識数理計算上の差異	(60)		(60)	A 48 (*3)	(12)		(12)
前払年金費用/ (退職給付引当金)	(690)	760	70	(208)	(138)	0	(138)

(*1) 256 = 320 × (移行前の退職給付債務1,000 - 移行後の退職給付債務200) ÷ 移行前の退職給付債務1,000

(*2) 40 = 50 × (移行前の退職給付債務1,000 - 移行後の退職給付債務200) ÷ 移行前の退職給付債務1,000

(*3) 48 = 60 × (移行前の退職給付債務1,000 - 移行後の退職給付債務200) ÷ 移行前の退職給付債務1,000

(会計処理)

退職給付債務の減少に伴う処理

制度間移行に伴う移行前の退職給付制度の終了(未移換額570を含む)により、退職給付債務の消滅の認識が行われる(適用指針第23項参照)。このため、終了した部分に係る退職給付債務(1,000-200=800)と事業主からの移換額(760)の差(40)を損益として認識する(適用指針第10項(1)参照)。

(仕訳)			
退職給付引当金	760	/	現金預金 190
		/	未払金 570
退職給付引当金	40	/	退職給付費用(終了損益) 40

未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の移行時の処理

未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、消滅した退職給付債務の比率で損益に認識する(適用指針第10項(2)参照)。

(仕訳)			
退職給付費用(終了損益)	248	/	退職給付引当金 248